

読書案内



竹島=独島論争

歴史資料から考える

内藤正中・朴炳涉

発行 新幹社
定価 二五〇〇円十税

加藤 智久

退職教員

竹島=独島は、東海（日本海）上の東経一三一度五二分一〇秒、北緯三七度一四分二六秒に位置する火山性の岩礁群である。最大の西島、東島の二島と三〇余

りの小岩礁からなりたち、面積は一八万余平方メートル（日比谷公園ほどの大きさ）である。全島が岩山で、絶壁状であつて人の居住に適しない島である。したがつて長期間無人の島（決して無主地ではない）であった。

竹島=独島の領有権をめぐつて日本と韓国が厳しい対立関係にある。日本政府は戦後一貫して「竹島は、歴史的事実に照らしても、かつ國際法上も明らかに日本固有の領土で、韓国による竹島の占拠は、國際法上何ら根拠がないまま行われている不法占拠」（外務省ホームページより）だと言いつつしている。つけ加えれば竹島=独島問題が日本国民に意識されるようになつたのは戦後になつてからであり、韓国が竹島=独島を領有するようになつてから日本政府は前記のようなキャンペーントをおこない日本人の排外意識と朝鮮人蔑視をおおつてきたのだ。

日本帝国主義にとつて国連海洋法条約（一九八二年）にもとづく二〇〇カイリの排他的經濟水域（EEZ）の海洋領域の確保に竹島=独島の略奪はますます重要

になつてきている。そのために、竹島=独島を意識的に問題化することによつて民族排外主義があおつてゐる。たとえば、二〇〇五年、「つくる会教科書・公民科」で竹島は「韓国とわが国で領有権をめぐつて対立していた」という記述を、文部省は「韓国が不法に占拠している」と修正させた。また同年二月、島根県の県議会が「竹島の日」を制定して韓国民衆の激しい怒りを買ひ、各地の交流事業が中止になり「日韓友誼年」はかすんでしまつた。二〇〇六年になると、日本の海上保安庁が竹島=独島海域の海洋調査を行しようとして韓国と一触即発の武力衝突の危機状況がうまれた（拙稿「日本の独島（竹島）近海調査とは何か」本誌51号参照）。

ところが、竹島=独島に関しては日本人にはほとんど具体的な歴史事実すら明らかにされていない。政府・外務省が資料を含めて情報を独占して「國益」を強調する一方的な情報を流し、また御用学者あるいは國際法学者を使って政府擁護の論述が巷にあふれているのが現状である。このようにして日本人民の多くが竹

島=独島は「日本の固有の領土で、韓国は不当な言いがかりをつけている」のだ。とすりこまれてしまっている。

これにたいして「竹島=独島論争・歴史資料から考える」は日韓のとりわけ日本歴史資料の発掘をつうじて「竹島=独島は本当に日本の固有の領土なのか、どうか」を解明している。わたしたち労働者人民にはなかなか見聞する機会のない資料を丹念に集めそれを開放することは、権力の資料独占と隠蔽のなかで彼らの歴史改ざんを見ぬく力をわたしたちに与えてくれる。その意味でこの本は竹島=独島問題を学習する上での必読文献である。

太政官は、一八七七年に竹島=独島を日本領土外とする指令を発しました。そうした歴史があるので「竹島は日本の領土」という表現は適切ではありません。この二通とも「竹島は議論の余地もない」とする認識を前提としての非難です」「本書はこうしたよく知られていない竹島=独島の歴史を明らかにすることにより、日韓間の無用な摩擦を少しでも少なくすることを目的に書かれました」とこの本の出版趣旨を述べている。

領土問題について日本人がいかに敏感に反応するか（支配階級の意図的な情報操作で判断基準を奪われた結果であるが）、朝鮮史研究家の梶村秀樹は次のような経験を語っている。「朝鮮史—その發展（一九七七年、講談社新書）」を出版したところ、発行後一ヶ月もたたない最も早い時期に次のような「読者カード」が送られてきたという。

「一七頁の朝鮮の地勢であるが、この地図では、竹島が独島と表記されていて、いかにも『朝鮮』領の如くに示されていながら、この理解は半世紀前の、竹島=独島の歴史がよく知られていなかつた当時の主張のままであります。最近の研究成果が反映されていません」「実際、明治時代の最高官庁であり、今日の内閣に相当する

を伺いたい。あるいは証明でも」という二七歳の会社員からのものと同趣旨のものが札幌の大学生からもあつたという。この二通とも「竹島は議論の余地もない」とする認識を前提としての非難です」「本書はこうしたよく知られていない竹島=独島の歴史を明らかにすることにより、日韓間の無用な摩擦を少しでも少なくすることを目的に書かれました」とこの本の出版趣旨を述べている。

領土問題について日本人がいかに敏感に反応するか（支配階級の意図的な情報操作で判断基準を奪われた結果であるが）、朝鮮史研究家の梶村秀樹は次のような経験を語っている。「朝鮮史—その發展（一九七七年、講談社新書）」を出版したところ、発行後一ヶ月もたたない最も早い時期に次のような「読者カード」が送られてきたという。

「それにも、たつた一枚の添図の豆粒ほどの活字に、最も敏感な反応であったことが私を驚かせた。私の本には、排外的な『国民感情』および朝鮮認識にあって逆らうような内容が相当多く含まれているのだが、それらのすべてを黙殺するとしても、「竹島」を「独島」と表記したことだけは許せないとするほど、重視する感情があると感ぜられたからである。いわゆる「領土問題」の魔力であろうか」（梶村秀樹「竹島=独島問題と日本國家」『朝鮮研究』一八二号 一九七八年九月号）。

梶村はこの問題意識によつて竹島＝独島の日本の固有領土論批判を上記論文で展開しているが、まだ当時の歴史資料文献の制約のために理解の誤りや推論的部分がある。だが竹島＝独島の歴史的、具体的分析をつうじて「日本人にとって、竹島＝独島問題は、まず第一に膨張主義・植民地主義の思想の後始末の問題である。戦後三十一年たつたが、後始末なしにそれを自ら運動させてきた以上、依然としてそうである」との問題提起はいまもなおわたしたちに強く問い合わせている。

最後につぎの問題点についてぜひ触れておきたい。

外務省ホームページ「竹島問題」

竹島問題の概要

4 竹島の島根県編入

一九〇四（明治三七）年九月、島根県在住の中井養三郎は、内務・外務・農商務の三大臣に対し、「りやんこ島領土編入並に貸下願」を提出しました（「りやんこ島」とは、竹島を「リアンクール島」とする洋名の俗称です）。こ

れは、竹島でアシカ漁を行つていた中井が、過当競争の状態にあつたアシカの乱獲を防止すること、また、竹島の領有権を明確にすることにより他国とのトラブルを避けることを目的として政府に提出したものです。これを受けて政府は、島根県の意見を聴取しつつ、一九〇五（明治三八）年一月二八日の閣議決定をもつて竹島を領有する意思を再確認するとともに、同島を「島根県所屬隱岐島司ノ所管」と明確にしました。この後、竹島でのアシカ漁は許可制となり、第二次大戦によつて一九四一（昭和一六）年に中止されるまで

続けられました。（傍線引用者）

一八九五年一月一四日、日清戦争中に釣魚台諸島（尖閣列島）を「無主地」として「沖縄県に編入」を閣議決定。官報には告示せず、ましてや中国（清）にも通告しなかつた。同じような手法が竹島＝独島でもおこなわれた。

一九〇五年一月二八日、日本政府は「……無人島は他国がこれを占領したという形跡がなく、……今回領土編入並びに貸下を請願してきたので、この際所属と島名を確定する必要がでてきたから、その島を竹島と名づけ、今後島根県所屬の隠岐島司の所管とする……」と閣議決定し、二月二十二日、島根県が「公示」することで、竹島＝独島を日本へ奪つた。これは一地方紙に載つただけで官報にも告示せず、ましてや政府は竹島＝独島が

韓國領であると知つてゐたにもかかわらず韓國政府にはいつさい通知もしなかつた。韓國政府が知つたのは翌年たまたま鬱陵島にきた島根県の役人が鬱陵島郡守に話したのがきっかけである。このときはすでに日韓保護条約のもと統監府の支配下にあつた。

竹島＝独島の日本への編入の当時は日露戦争中で、ロシア艦隊の動向を監視する望楼や海底通信線の施設など軍事上の観点から竹島を必要としていた。そこで、「無主地先占」の論理を利用して、中井がりやんこ島（竹島＝独島）に居住していりとして、領土編入の閣議に持ちこんだのだ。

竹島＝独島の日本編入を外務省ホームページでは「竹島を領有する意思を再確認する」といつていて、「領有する意志」があつたのか、いつさい明らかにしていない。そんな事実が存在しないのだから明らかにできないはずである。外務省は平氣でわれわれをペテンにかけているのだ。ここでは述べないがほかにもたくさんねつ造がある。日本帝国主義による竹島＝独島

強奪が日露戦争中であつたことをしつかりとおさえておく必要がある。

竹島＝独島の日本略奪について、韓国の大統領は〇六年四月二五日、次のような談話を発表した。

独島はわれわれの領土です。ただわれわれの領土というだけでなく、特別な歴史的意味を持つわれわれの領土です。独島は日本の朝鮮侵略過程で最も先に併呑された歴史の地です。日本が日露戦争中に戦争遂行のために編入し占領した領土です。

「竹島」日本領土論の基本文献といえば日本外務省発行の「竹島問題」（外務省ホームページで見ることができる）である。そして領土問題は民族排外主義をあおる格好の材料でもある。したがつて、わたしたちは外務省が「日本領土」論で展開している内容を徹底的に批判しなければならない。そのためにはわたしたち自身が知らないことが多くあり、歴史をふくめて自ら学び理論武装をしなければならない。「竹島＝独島論争」はすぐれた学習文献として一読をすすめます。（かとうともひさ）

日本はこうしたなかで独島を自国領土に編入し、防墻と電線を架設し、戦争に利用したのです。そして朝鮮半島に対する軍事的占領状態を継続しながら、国権を剥奪し植民地支配を確保しました。

いま日本が独島に対して権利を主張するのは、帝国主義侵略戦争による占領地の権利、ひいては過去の植民地領土権を主張するものです。……（連合ニュース日本語版 二〇〇六年四月二五日）